

白石市無電柱化推進計画

令和4年8月

宮城県白石市

目次

1. はじめに	2
2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針	3
1) 白石市における無電柱化の現状	3
2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢	3
3) 無電柱化の対象道路	3
3. 無電柱化推進計画の期間	4
4. 無電柱化の推進に関する目標	4
5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	4
1) 無電柱化事業の実施	4
2) 占用制度の運用	6
3) 関係者間の連携の強化	7
6. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	7
1) 広報・啓発活動	7
2) 無電柱化情報の共有	7
7. <参考資料>	
1) 無電柱化実施予定箇所図	8
2) その他	9

1. はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げや、地震などの災害時には、電柱が建物倒壊等により2次被害を受け、倒壊した電柱や電線が道路の通行を阻害し、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保等に資することを目的として「無電柱化の推進に関する法律(以下、「無電柱化法」という。)」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第8条においては、国の策定する無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱化推進計画の策定を市町村の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく市町村無電柱化推進計画として、今後の本市における無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

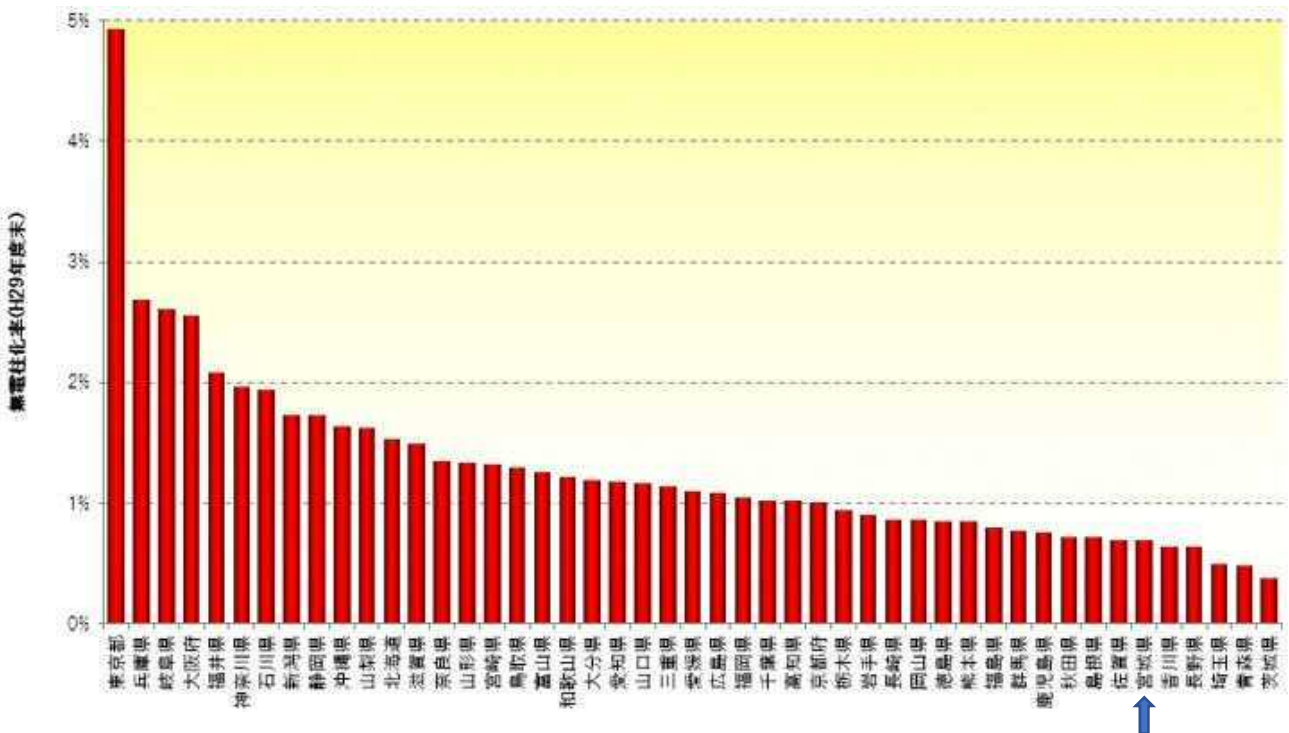


図1. 都道府県別の無電柱化率

※全道路(高速自動車国道及び高速道路会社管理道路を除く)のうち、電柱、電線類のない延長の割合(H29年度末)で各道路管理者より聞き取りをしたもの:国土交通省ホームページより

2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 白石市における無電柱化の現状

白石市では、国が「電線類地中化計画」を定めて以降においても、市街地部、観光施設周辺、景勝地等を中心に、無電柱化等の検討がなされているが、実現には至っていない状況。

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

今後の白石市においては、防災機能の強化・向上、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化が必要な道路において推進をしていく。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により白石市の魅力あふれる美しいまちなみを形成し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進する。

3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

なお、国道、県道等については、当該道路管理者に協力を要請する。

① 防災機能の強化・向上

一般国道4号、113号、457号や主要地方道・一般県道等のうち、宮城県緊急輸送道路ネットワークに位置付けられている緊急輸送道路、重要物流道路、代替補完路等において、道路管理者である国及び県の協力を得つつ、無電柱化を推進する。

また、白石市地域防災計画における主要拠点周辺道路においても無電柱化を検討する。



図 2. 倒壊した電柱による道路閉塞
(平成30年台風21号 大阪府泉南市)

② 良好な景観の保全と形成

仙南地域広域景観計画(令和2年12月11日策定)並びに白石市景観条例(令和3年3月10日策定)に基づき、指定された歴史的な景観を保全する地区を代表する道路において、舗装の美装化等と合わせて無電柱化を推進する。



図 3. 景観を覆い隠す電柱と電線
(JR白石駅付近より白石城を望む)

3. 無電柱化推進計画の期間

宮城県無電柱化推進計画(令和4年4月策定)に合わせ、令和4年度(2022年度)を初年度とし、令和13年度(2031年度)までとする。なお、国または県の「無電柱化推進計画」が見直され、新たに目標が定められた場合は、本計画についても国並びに県の計画との整合を図る。

4. 無電柱化の推進に関する目標

令和13年度(2031年度)までに、市管理道路については、約1.1kmの無電柱化に着手することを目指す。

表 無電柱化実施路線

	路線名	道路延長	整備延長		施策・目的
市道	東小路線ほか1線 (都)白石駅東小路線ほか	約0.3km	約0.6km	既存道路	①防災：緊急輸送路(3次)の確保 ②修景：白石城周辺部の景観保全
市道	(仮称)白石中央工業団地線	約0.8km	検討中	新設道路	①防災：新たな防災拠点(整備中の防災機能を有した道の駅)接続
合計		約1,1km			

5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や沿道住民等との協議を踏まえ決定する。

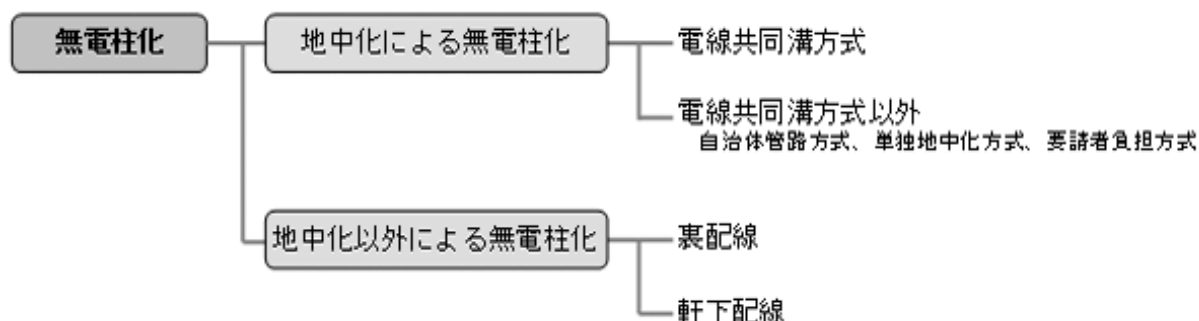


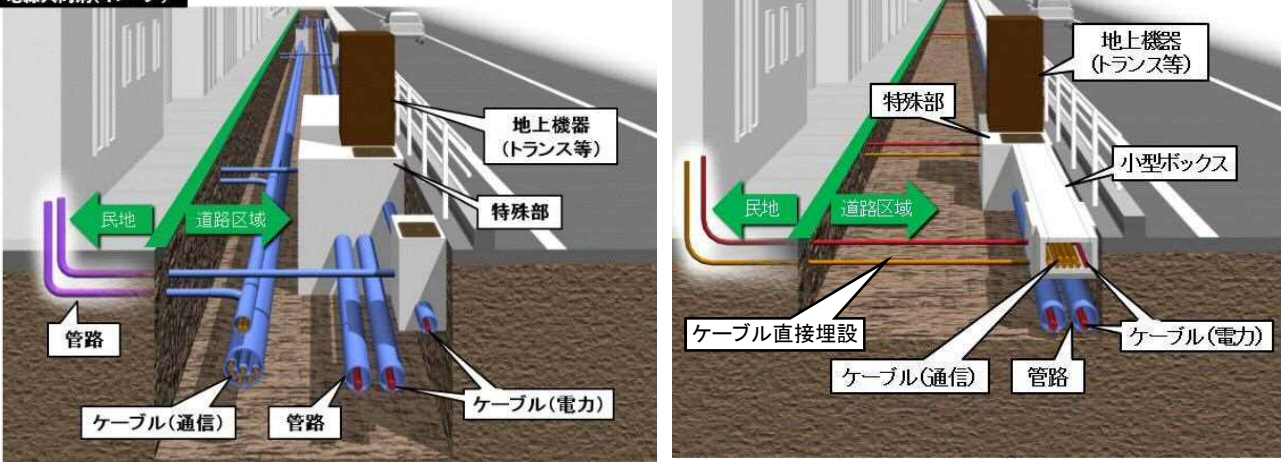
図 4. 無電柱化手法(国土交通省 HP より)

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を積極的に採用する。

また、道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、公共施設公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進めるとともに、道路照明等との共用柱を用いたソフト地中化についても検討を行う。

電線共同溝(イメージ)



一般的な電線共同溝イメージ

ケーブルを直接埋設する方式 小型のボックスを使用する方式

図 5. 電線共同溝の現行手法と低コスト手法(図は国土交通省 HP より)

※ソフト地中化方式

地上機器を道路上に設置できない道路において、変圧器等を支柱上に配置する地中化方式をいう。



青森県八戸市(市)鷹匠小路線

福島県福島市(市)大町2号・3号線

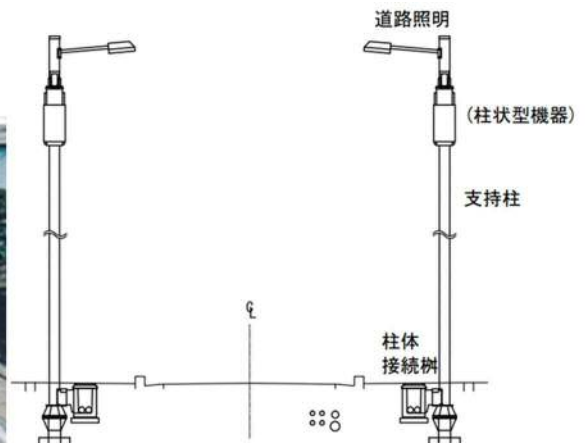
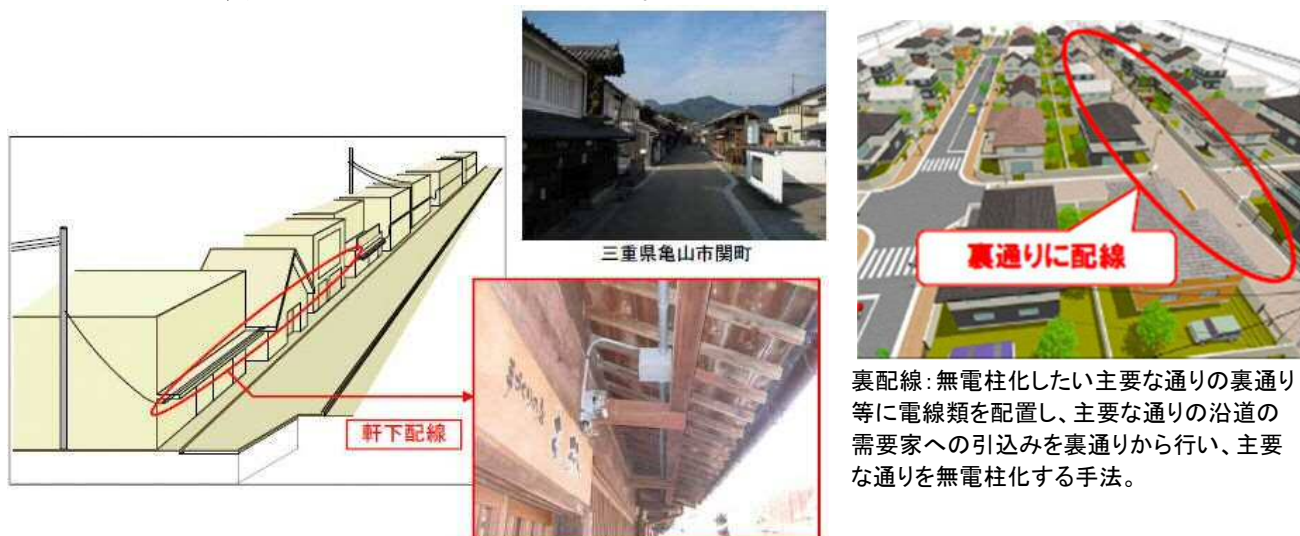


図 6. ソフト地中化方式

② 軒下配線方式・裏配線方式

沿道住民等の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。



軒下配線：脇道に電柱を配置し、引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する手法。

図 7.軒下配線方式・裏配線方式(国土交通省 HP より)

③ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第 12 条に基づき、道路事業等が実施される際に、無電柱化の必要性を検証し、必要に応じて無電柱化を検討する。

また、必要な場合は自治体管路方式や単独地中化方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が必要な場合は、円滑に進むよう措置する。

④ 民間技術の活用

事業実施にあたっては、電線管理者が保有する既設地中管路等の既存ストックの活用も検討しつつ、国等からの情報を参考に包括発注や民間技術・資金等を活用した PPP/PFI 方式の導入等も検討し、効率的に無電柱化を実現するよう進める。

2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

国・県が防災の観点から緊急輸送道路等において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、白石市においても準用し実施する。また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国や県の動向を踏まえ検討する。

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を検討する。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、交通管理者及び電線管理者等からなる宮城県無電柱化推進検討会議の活用により、無電柱化の対象路線や無電柱化手法、事業実施時期等について協議、合意形成を図り、円滑な事業実施に努める。

無電柱化実施箇所における課題解消に向け、必要に応じて沿道住民等と協議し、整備手法や地上機器の設置場所等について円滑に合意形成を図る。

② 工事の連携

白石市の管理する道路において、道路事業等や水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、事業者等の関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を行う。

6. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化を実施するにあたり、地域住民の理解・協力は不可欠であり、事業を実施する際は、道路管理者や電線管理者等の関係者が協力し、地域住民と協議する場を設けるなど、理解と協力が得られるよう努める。

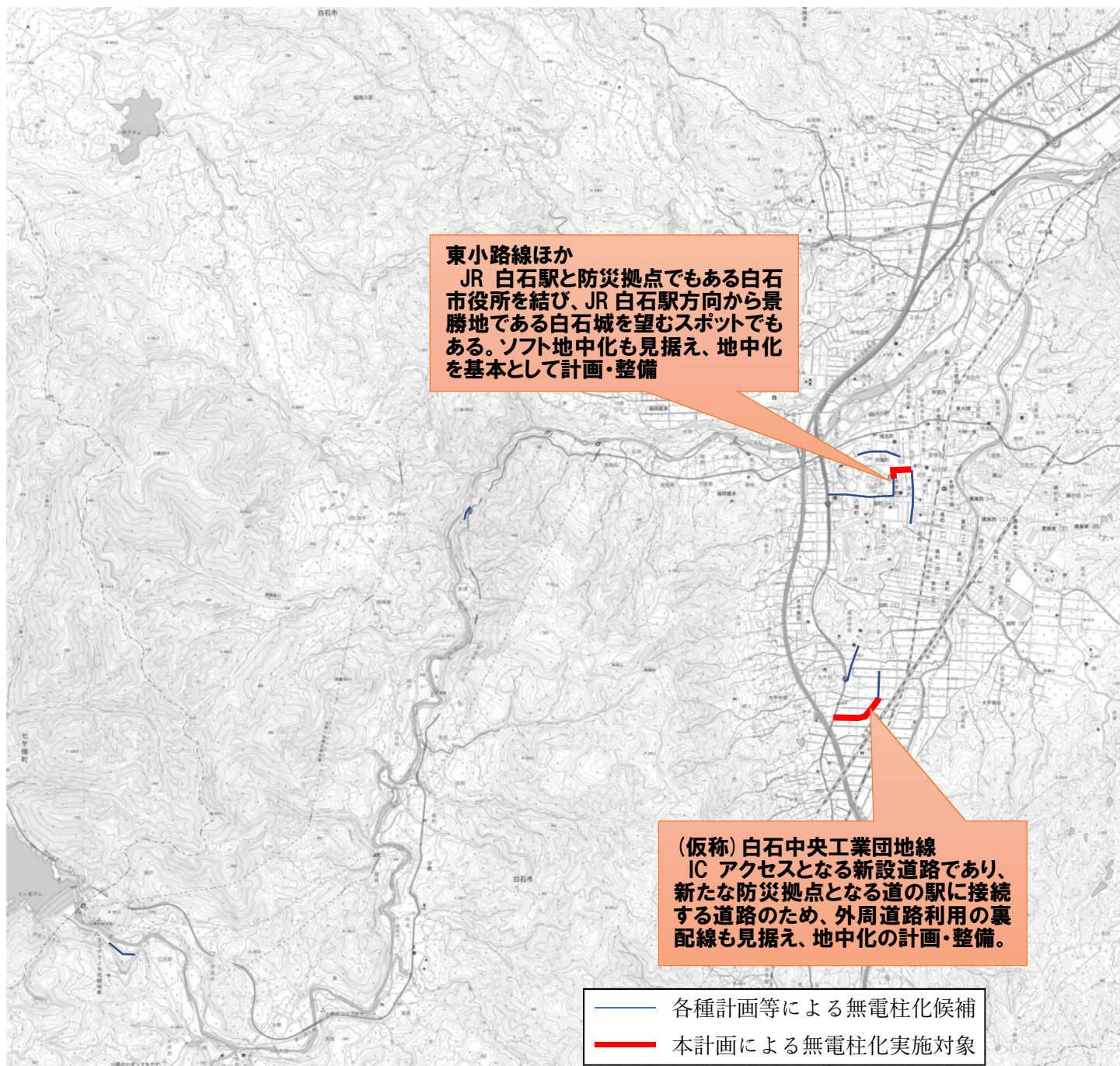
2) 無電柱化情報の共有

国及び県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、白石市の取り組みについて国や県、他の地方公共団体との共有を図る。

7. <参考資料>

1) 無電柱化実施予定箇所図

重要物流道路、緊急輸送路、景観計画より、白石市管理道路における無電柱化検討路線を抽出し、周辺状況・関連事業実施状況等から優先順位を設定し、実施予定箇所を抽出した。



参考資料 1: 無電柱化実施予定箇所図

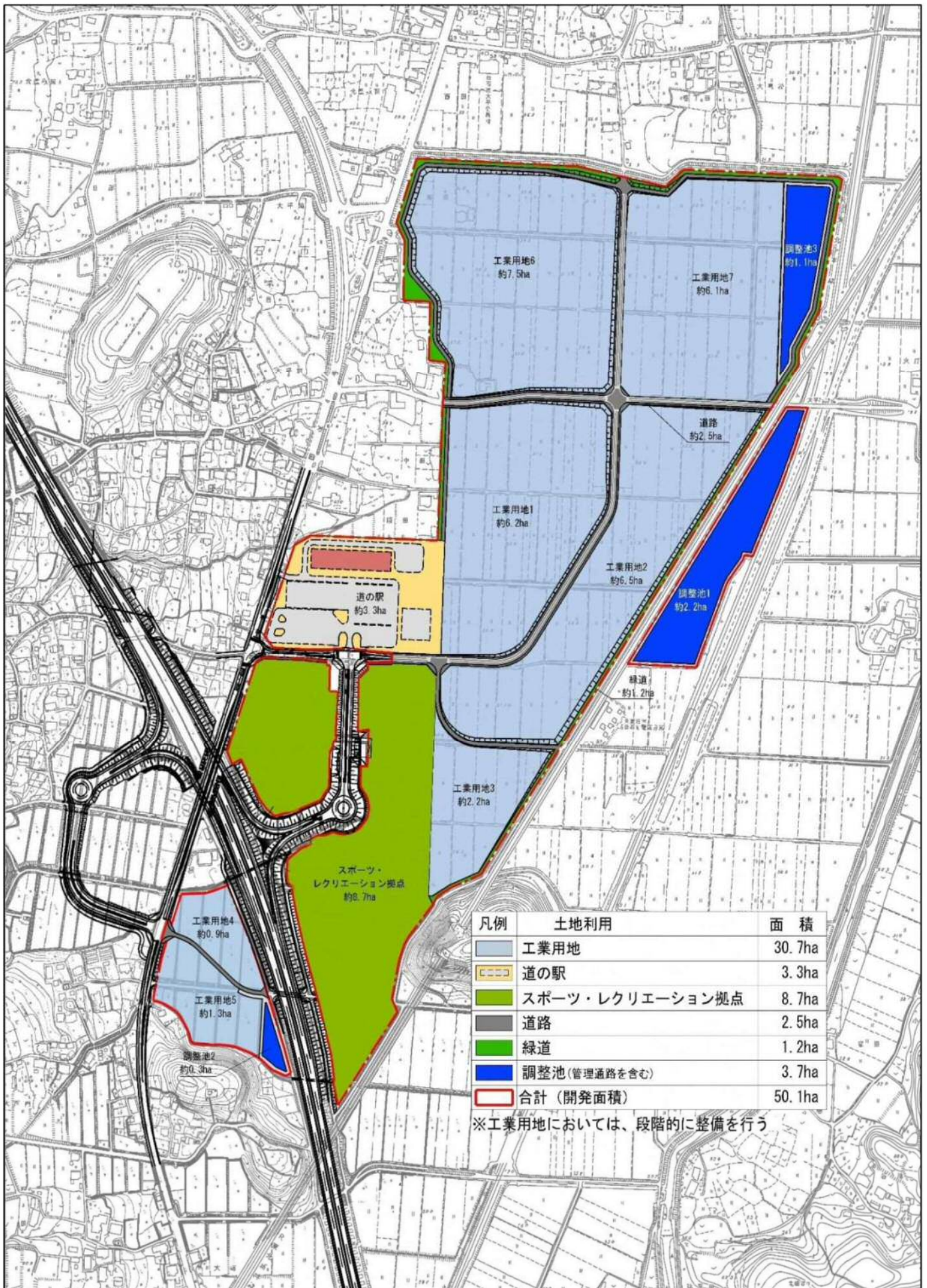
2) その他

重要物流道路及び代替・補完路【宮城県】

R3.4.1時点



参考資料2: 重要物流道路(宮城県)



参考資料 4:(仮称)白石中央スマートインターチェンジ周辺開発計画

仙南地域における共通の基本的な方針（良好な景観の形成に関する方針）

本計画区域における良好な景観形成に関する方針として、区域内で共通する方針として基本理念、基本方針を示すとともに、地区別に具体的な景観形成方針を示します。

(1) 基本理念

- 1) 蔵王連峰の山岳景観を象徴とした山や川が織り成す自然景観と、仙南地域の風土とともに人々が生きてきた営み、歴史・文化が一体となつてつくり出している景観は、仙南地域らしさを表徴するものであり、その姿が失われないよう保全、継承します。
- 2) 仙南地域の景観は、地域に賑わいをもたらすものであり、その魅力を高めるよう景観づくりを進めるとともに、地域の活性化にも資するようその活用を図ります。
- 3) 蔵王連峰や阿武隈山地等の山岳及び阿武隈川や白石川等の河川とともに育まれた人々の営みがつくり出す景観は、仙南地域らしさを表わすものであるという認識の下、その誇りを受け継ぎながら、景観形成に取り組みます。

基本方針 1：地域の共有資産である蔵王連峰を中心とする自然景観を保全します

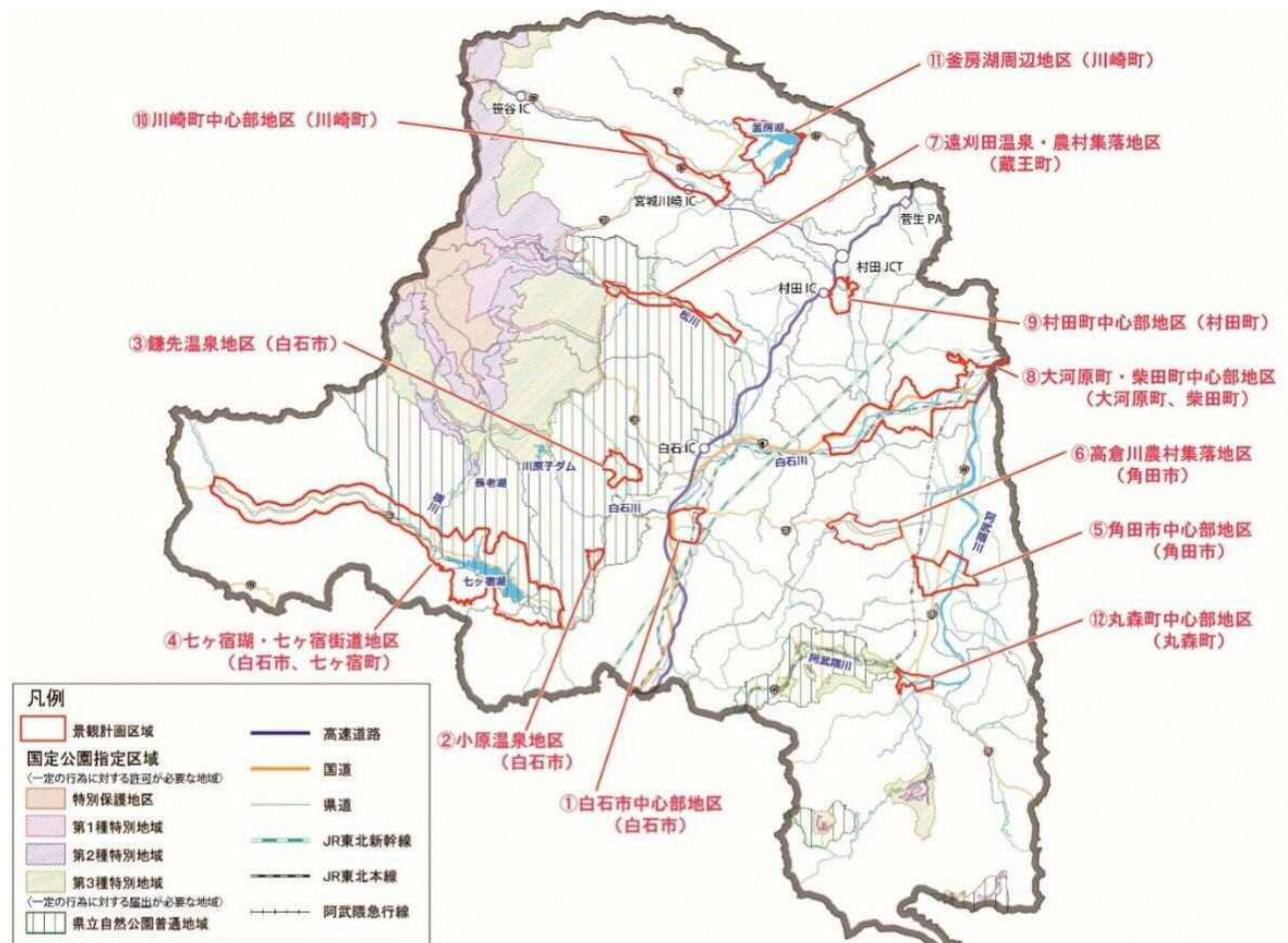
基本方針 2：地域の人々の営みの中で長きに渡りつくりされてきた景観を継承します

基本方針 3：仙南地域に調和した魅力ある景観を創出します

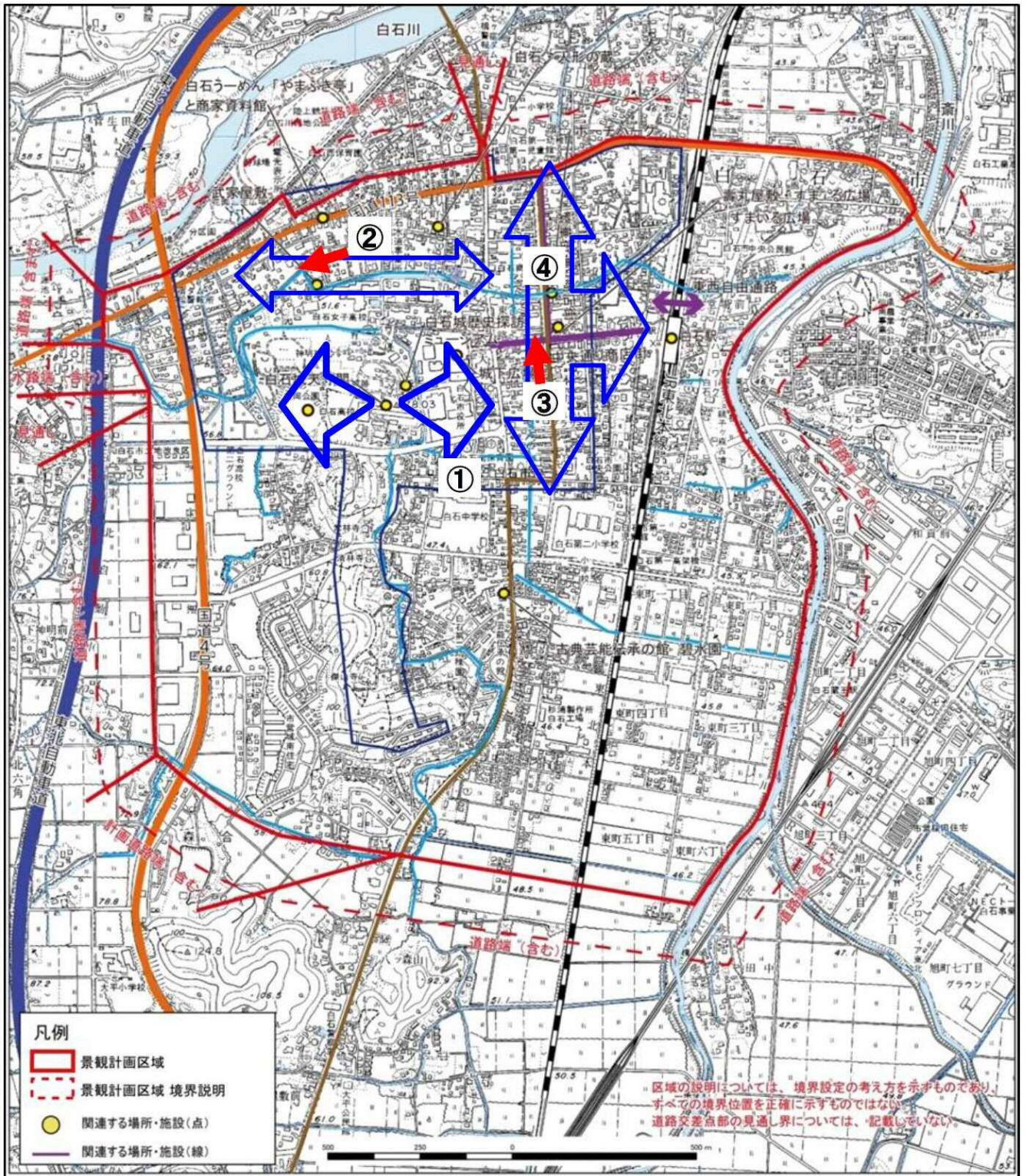
基本方針 4：景観の魅力を活かし、地域の活性化につながるよう活用します

基本方針 5：景観価値を認識し、共有の資産であるという社会的意識を育成します

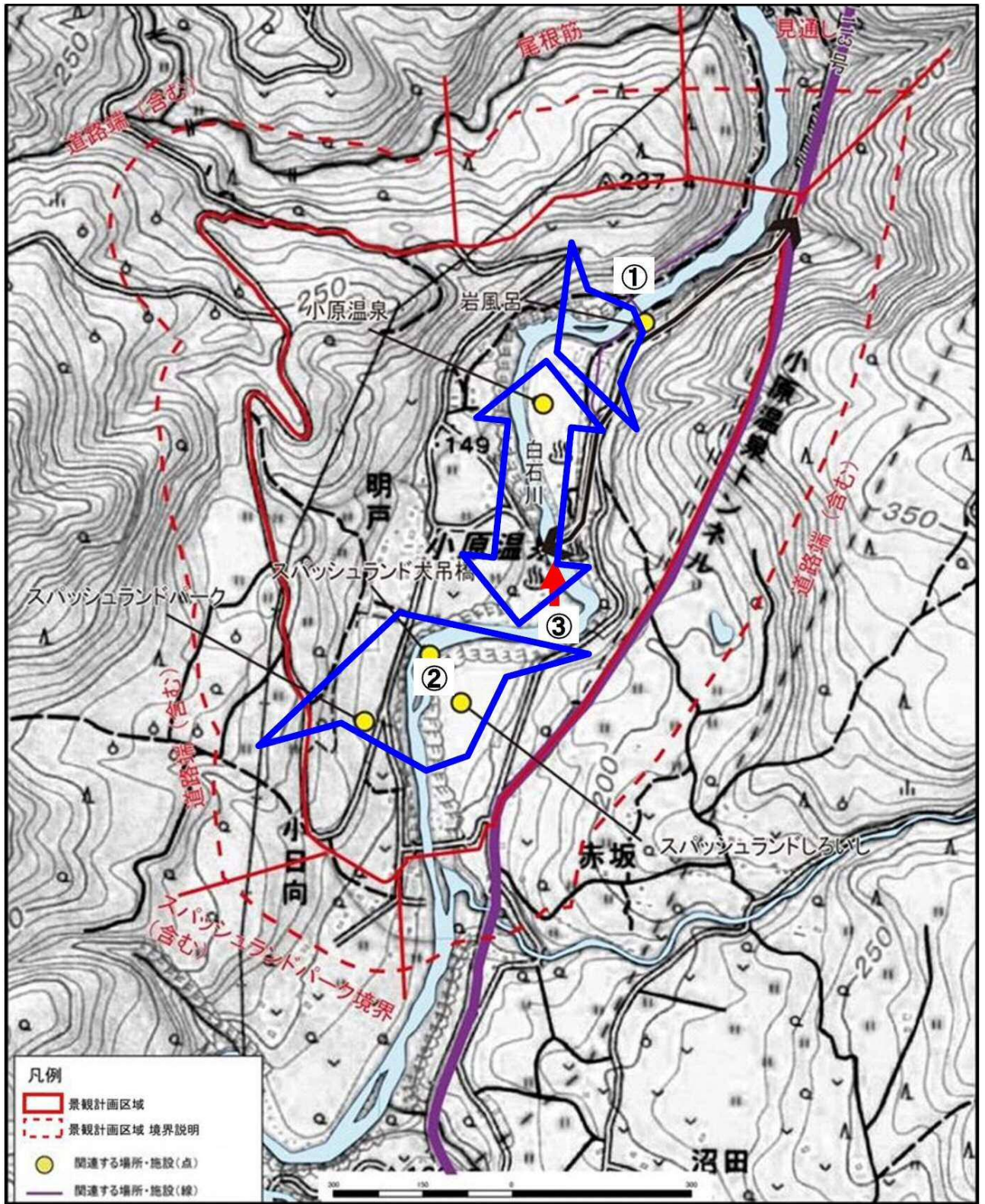
基本方針 6：景観形成のための体制づくりと気運の醸成を図ります



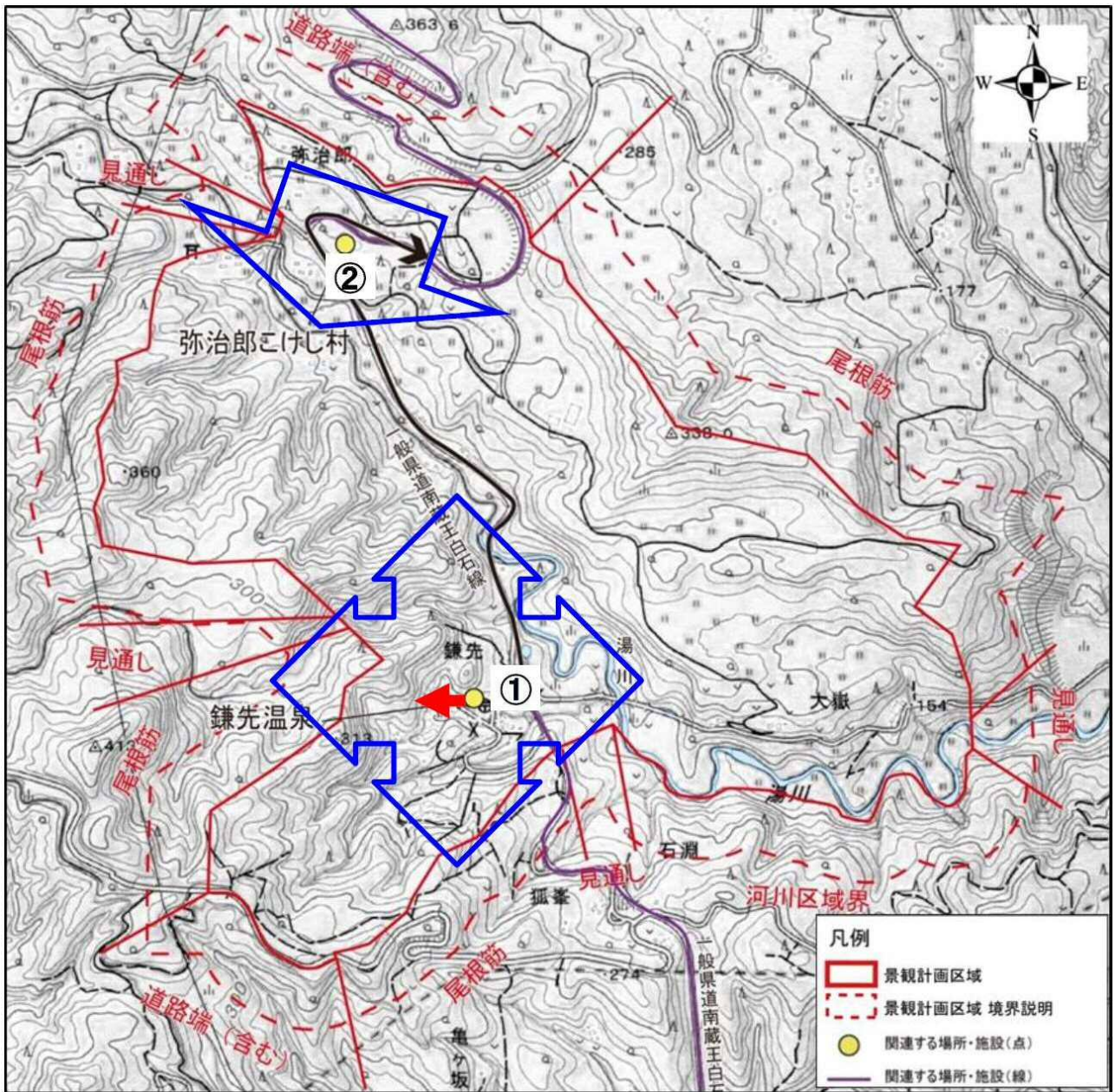
仙南地域広域景観計画区域図



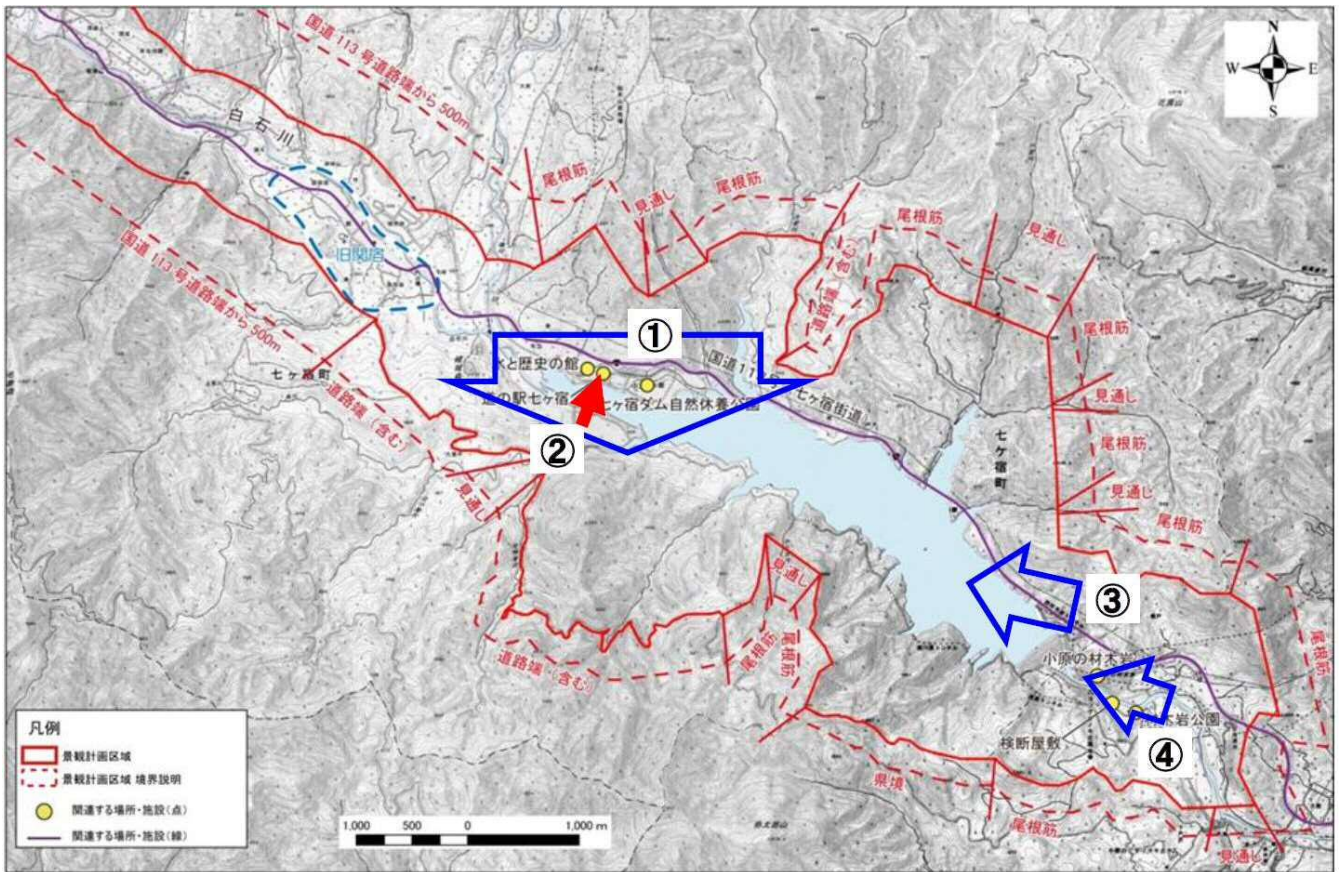
参考資料 6: 仙南地域広域景観計画白石中心部地区計画図



参考資料 7: 仙南地域広域景観計画小原温泉地区計画図



参考資料 8: 仙南地域広域景観計画鎌先温泉地区計画図



参考資料 9: 仙南地域広域景観計画七ヶ宿湖・七ヶ宿街道地区計画図

参考資料 10: 白石市景観条例(令和 3 年 3 月 10 日条例第 11 号)抜粋

(目的)

第 1 条 この条例は、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、市の景観形成に関し基本となる事項等を定めることにより、本市の良好な景観を守り育むことで、市民らが愛着と誇りを感じ、来訪者の心に残る景観の保全及び創造を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 建築物以外の工作物のうち、規則で定めるものをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、景観形成を促進するための総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。
2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。
3 市は、市民及び事業者に対し、景観形成に関する知識の普及及び意識の啓発を図るため、情報提供その他必要な施策を講じなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、自らが景観形成の主体であることを認識し、本市の良好な景観の形成に積極的な役割を果たし、市が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動が景観形成に大きな影響を与えることを認識し、本市の良好な景観の形成に自主的に取り組み、市が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(景観計画の策定)

第 6 条 市は、法第 8 条第 1 項の規定に基づく景観計画(以下「景観計画」という。)を策定するものとする。
2 市は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第 9 条の規定によるほか、白石市都市計画審議会(白石市都市計画審議会条例(昭和 45 年白石市条例第 7 号)第 1 条に基づき設置する白石市都市計画審議会をいう。以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。
3 前項の規定は、規則で定める軽微な変更については、適用しない。

(景観計画への適合)

第 7 条 景観計画の区域内において法第 16 条第 1 項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に適合させなければならない。

(届出を要する行為)

第 8 条 法第 16 条第 1 項の規定による届出の対象となる行為(同項第 4 号の規定により条例で定める行為を含む。)は、次に掲げる行為とする。
(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
(3) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 12 項に規定する開発行為
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
(5) 木竹の植栽又は伐採

(届出を要しない行為)

第 9 条 法第 16 条第 7 項第 11 号に規定する条例で定める行為は、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない行為として規則で定める行為とする。

(特定届出対象行為)

第 10 条 法第 17 条第 1 項に規定する条例で定める行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる行為で、規定に基づき届出を要する行為の全てとする。

(事前協議)

第 11 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を行おうとする者は、当該届出を行う前に、当該行為の計画について規則で定めるところにより、市長と協議するよう努めなければならない。

(行為の中止、廃止又は完了の届出)

第 12 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止、廃止又は完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

(助言又は指導)

第 13 条 市長は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないものであると認めるときは、当該行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告又は変更命令等に係る手続き)

第 14 条 市長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告、法第 17 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による命令又は前条の助言若しくは指導を行う場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

参考資料 11: 白石市地域防災計画(白石市防災会議 R4.3 修正)抜粋

第9節 相互応援体制の整備

大規模地震災害が発生し、その被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分協議の上、相互応援の体制を整えたとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実していく。

主な実施担当	危機管理課、総務課
防災関係機関等	仙南消防本部

1 市における相互応援協力

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

災害が発生した場合、隣接する市町村は応急措置の実施について相互に応援協力を行う。

発生した災害がさらに拡大した場合、市は県に対して「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」に基づき応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請する。また、災害が甚大な場合には、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援も要請する。

ア 市、県、自衛隊との連携体制の整備

市、県と自衛隊は、防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制、災害派遣要請の手順等を協議しておく。

イ 他自治体等との相互協力体制の整備

市は、他市町と災害時における相互応援協定として「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」、北海道登別市と神奈川県海老名市と「危機発生時における相互応援に関する協定」、山形県長井市と岩手県奥州市と「大規模災害時における相互応援に関する協定」などを締結している。

また、市は、県が締結している各都道府県との応援協力体制について、県と連携を取りながら、具体的な運用計画を実施する。

ウ 外部専門家による支援体制の構築

市及び防災関係機関は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

エ 救援活動拠点の確保

市は、防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

市は、自衛隊の集結場所として、市が所有している土地である小原字塩倉 5-1 (14,004 平方メートル) を使用可能とし、加えて、大平中目字南田地内及び斎川字中斎川地内に計画している(仮称)白石中央スマートインターチェンジ周辺整備計画のスポーツレクリエーション拠点公園(約 8.7 ヘクタール)及び(仮称)道の駅「しろいし」(約 3.3 ヘクタール)を防災拠点と位置づけ、災害活動体制強化のため、早期に確立するよう努める。また、消防応援隊の集結場所として、6 万平方メートルが必要となることから、スポーツレクリエーション拠点を早期完成して確保するとともに、臨時ヘリポート等に利用できるよう災害協定を締結し、災害活動体制の強化に努める。

オ 飲料水における相互応援協力

大規模地震及び特殊災害等の発生により市の対応力で災害の防御が困難な場合には、市は対策本部を通じて、周辺の市町村、水道施設機関に対し応援の要請を行う。また、市内水道工事事業者等との応急対策業務に関する協定に基づき応援の要請を行う。